

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

堺市では、国の通知に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給します。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター及び各区役所の手続き支援窓口を継続して開設し、市民からの相談に対応しています。

1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要

(1) 支給金額

対象 1 世帯あたり 5 万円

(2) 支給対象世帯

① 住民税非課税世帯

基準日（令和 4 年 9 月 30 日）において堺市に住民登録のある、世帯全員の令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯

② 家計急変世帯

予期せず令和 4 年 1 月から 12 月までの収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯

※①、②とも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

(3) 支給手続き

① 住民税非課税世帯

<世帯の全員が、令和 4 年 1 月 1 日以前から堺市に住民登録のある世帯>

世帯主あてに、給付金の振込口座（※）等を確認するため「確認書」を郵送します。確認書に記載された内容をご確認のうえ返送していただきます。

※振込口座は、原則として、過去の給付金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金又は特別定額給付金）の振込口座を利用します。

<世帯の中に、令和 4 年 1 月 2 日以降に堺市に転入した方がいる世帯>

世帯主から申請していただきます。（転入者の令和 4 年度分住民税非課税証明書等を添付）

② 家計急変世帯

世帯主から申請していただきます。（収入額が確認できる書類等を添付）

(4) スケジュール（予定）

令和4年11月1日（火） 家計急変世帯用申請書等をホームページに掲載
及び区役所手続き支援窓口で配付開始

11月2日（水） 住民税非課税世帯へ確認書を発送
申請書受付開始（郵送のみ）

11月14日（月） 給付金支給開始

令和5年1月31日（火） 受付終了

※事業の詳細は、堺市ホームページ、広報さかい等でお知らせします。

2 堺市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

(1) 受付時間

午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日を除く）

(2) 電話・ファックス番号

電話：0120-357-270（フリーダイヤル）

ファックス：072-275-9248

(3) 受付内容

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の手続き等に関するお問い合わせなど

3 堺市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金手続き支援窓口

(1) 設置場所

各区役所内

(2) 受付時間

午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日を除く）

(3) 支援内容

給付金制度案内、確認書・申請書の作成補助、添付書類の説明等

※確認書等の受付は行いません。

※電話やメールによるお問い合わせは受付していません。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 福祉臨時特別給付金室 電 話：072-340-3156 ファックス：072-340-3157
----------------------------	--